

# 国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験委員会規則

(平成14年6月25日制定)

(平成16年9月30日改正)

(平成18年7月25日改正)

(平成20年9月26日改正)

(平成23年8月5日改正)

(平成27年9月30日改正)

## (目的)

第1条 この規則は、国立障害者リハビリテーションセンター研究所動物実験等に関する指針(以下「動物実験等に関する指針」という。)第5に基づき、国立障害者リハビリテーションセンター研究所(以下「研究所」という。)に設置する動物実験委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営について定めるものとする。

## (委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| (1) 動物実験等に関する指針第2に定める動物実験室管理責任者     |     |
| (2) 動物実験等に従事する研究所職員(動物実験責任者を含む)     | 若干名 |
| (3) 動物実験等に従事しない国立障害者リハビリテーションセンター職員 | 1名  |
| (4) 実験動物に関し専門的な知識を有する者              | 1名  |
| (5) その他学識経験を有する者                    | 若干名 |
| (6) 委員長の必要と認めた者                     | 若干名 |

## (委員長及び委員の任命)

第3条 委員長及び委員は、国立障害者リハビリテーションセンター総長(以下「総長」という)が任命又は委嘱する。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員長は、必要に応じ委員会を招集する。委員会は、委員の3分の2以上の出席(委任状を含む。)がなければ会議を開き、議決することはできない。
- 5 委員会は、必要に応じて書面投票によって議決することができるが、書面投票により議決された審査事項は、次に開催される委員会において議決の確認を必要とするものとする。

## (委員会の業務)

第4条 委員会は、各動物実験実施者が動物実験等に関する指針を充分に遵守して適正な動物実験等を行えるよう次の業務を行う。

- (1) 動物実験等に関する指針第8に基づき総長から諮問のあった動物実験審査申請書(様式1)について、適正な動物実験等か否かを動物実験等に関する指針、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)、実験動物の飼養及び保管等に関する基準(昭和55年総理府告示第6号)等に照らして審査をする。

- (2) 上記の動物実験計画の審査結果は、承認、条件付承認、非承認、非該当のいずれかとし、委員会の審査判定結果を動物実験委員会審査結果について（報告）（様式2）により総長に通知し、総長は動物実験委員会審査結果通知書（様式3）により申請者へ通知する。
- (3) 動物実験計画の実施結果について、申請者から総長に対し動物実験実施状況報告書（様式5－1）または動物実験終了・中止報告書（様式5－2）が提出された場合、総長よりその内容について報告を受け、必要に応じ助言を行う。
- (4) 動物実験審査申請書の原本は、委員会において5年間保存する。
- (5) その他、動物実験等に関して本規則によりがたい問題が生じたとき、必要に応じ招集し、対策を審議する。

（細部規程）

第5条 この規則に定めるもののほか、動物実験等についての必要な事項は別に定める。

附 則

本委員会の庶務は、企画調整官が行う。

この規則は、平成14年6月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年8月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 月 日から施行する。